

長期履修学生制度の取扱いについて

信州大学大学院総合工学系研究科 博士課程

社会人学生等を対象に計画的な長期在学・履修により修学の便宜と授業料の軽減を図る長期履修学生制度（信州大学大学院総合工学系研究科規程第13条）の本研究科における取扱いを、次のとおり定める。

1. 申請資格

原則として職業を有している社会人とする。

2. 長期履修の開始日

原則として年次の始めとする。

3. 長期履修の在学年限

6年間を超えることはできない。

4. 申請手続き

長期履修を希望する学生は、入学手続期間内に「長期履修希望調書」（別紙様式1）を、入学後に「長期にわたる教育課程の履修申請書」（別紙様式2）を研究科長に提出する。

在學生にあつては1年次の後学期が終了する2か月前までに「長期にわたる教育課程の履修申請書」（別紙様式2）を研究科長に提出する。

休学に伴う変更については、「休学に伴う長期にわたる教育課程の履修計画変更申請書」（別紙様式3）を研究科長に提出する。

また、相当の理由により長期履修期間を延長する場合は、「長期にわたる教育課程の履修計画変更申請書」（別紙様式3-2）を研究科長に提出する。

5. 履修期間の短縮申請手続き

申請が認められた学生が在学期間を短縮する場合は、各学期が終了する2か月前までに「長期にわたる教育課程の履修期間の短縮申請書」（別紙様式4）を研究科長に提出する。

6. 審査及び報告

申請については、博士課程専攻会議での審査を経て、博士課程代議員会で審査する。

なお、審査結果は、当該学生あてに許可書（別紙様式5, 6, 6-2, 7）を通知するとともに、学長に報告（別紙様式8, 9, 9-2, 10）する。

7. 授業料の納入

申請を許可された学生は、「信州大学授業料等に関する規程」が定める長期履修学生の所定の授業料を所定の徴収時期に納入する。そのほか、短縮を許可された場合及び学年途中で修了する場合も同規程による。

附 則

この取扱いは、平成17年4月1日から施行する。

この改定の取扱いは、平成19年4月1日から施行する。

この改定の取扱いは、平成20年4月1日から施行する。

この改定の取扱いは、令和元年12月14日から施行する。

この改定の取扱いは、令和3年4月1日から施行する。